

第1章 序論

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 策定の目的・背景

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正に伴い、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本方針」として定める計画です。

都市計画マスタープランは、住民参加のもと市町村が自ら都市づくりの将来ビジョン(方針)を確立し、将来像、目標を実現するために、課題に対応した分野別(土地利用、都市施設等)の方針を明らかにする計画であり、長期的かつ総合的な指針としての役割を担います。

日野町(以下「本町」という)では、平成24年3月に日野町都市計画マスタープラン(日野町の都市計画に関する基本方針)を策定し、目標とした令和3年度に向けて取組んできました。

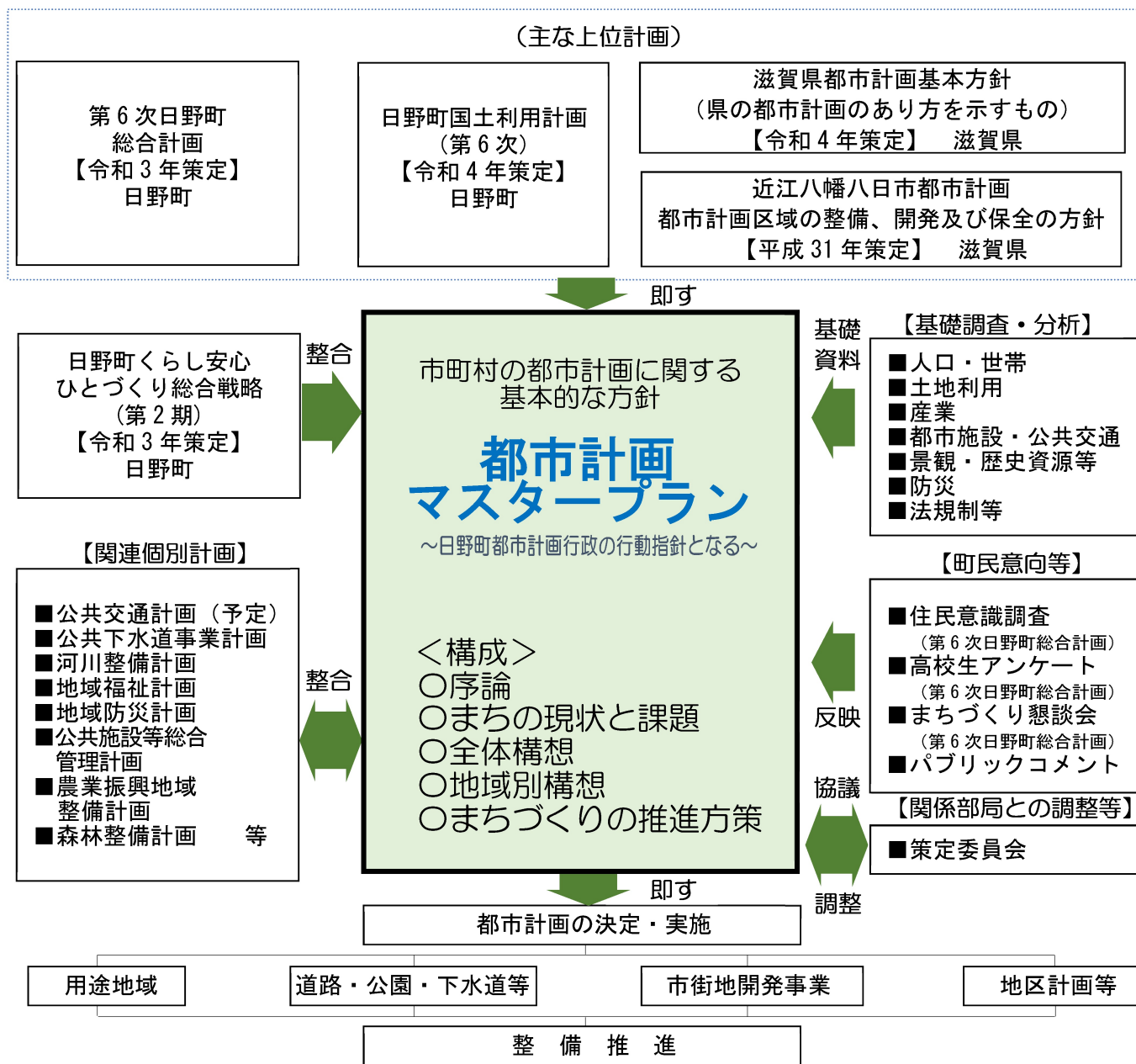
このような中、近年の本格的な人口減少や少子化、超高齢化社会、激甚化する災害、町民ニーズの多様化等の社会情勢への対応が求められています。また、新たに策定された第6次日野町総合計画等の上位関連計画への対応が必要となります。

そのため、本町の様々な状況に対応した将来ビジョンを確立し、持続可能な社会基盤を有したまちづくりをめざし、今回、日野町都市計画マスタープラン(以下「本計画」という)を更新します。

(2) 位置づけ

本計画は、本町の『第6次日野町総合計画』、『日野町国土利用計画(第6次)』に即すとともに、滋賀県の『滋賀県都市計画基本方針』、『近江八幡八日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』に即したものとします。

また、本町の関連個別計画とも整合を図ります。

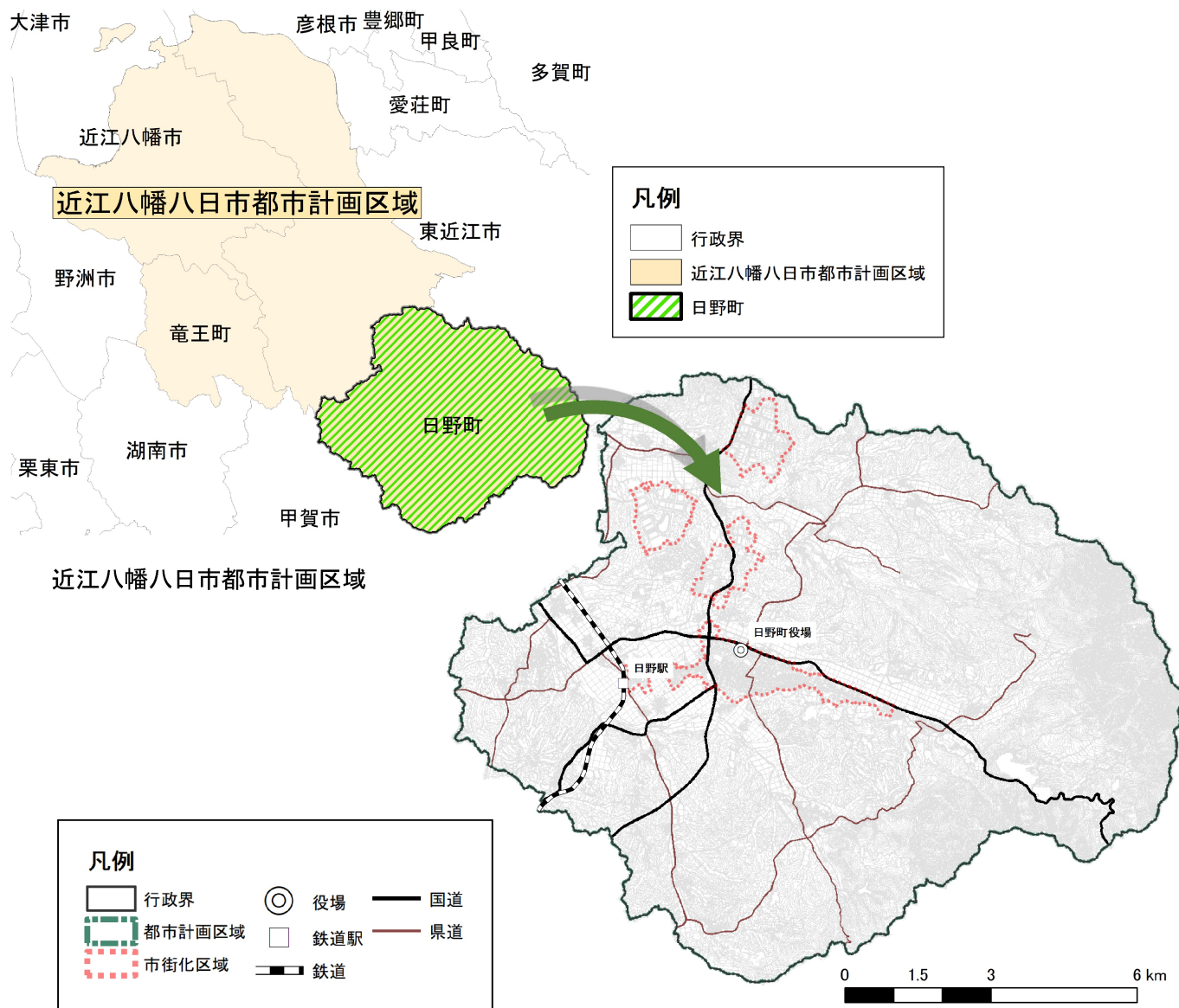


日野町都市計画マスタープランの位置づけ

(3) 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、都市計画法に基づき、原則として行政区域内の都市計画区域を対象とします。

本町は、町全域が近江八幡八日市都市計画区域に指定されています。そのため、本計画は、日野町全域を対象とします。



対象区域

[出典：都市計画基礎調査、国土数値情報]

(4) 目標年次

本計画の目標年次は、令和4年度から令和13年度までの10か年の計画とします。

なお、社会情勢等の変動によりまちづくりの方向性に大きな変更が生じた際には、適宜見直しを行うものとします。

(5) 構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

